

障 福 第 9 9 0 号

令和2年(2020年)6月29日

NPO法人 札幌いちご会 様
札幌 介 助 研 究 会 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

要望書への回答について

日頃より、道における障がい福祉施策の推進にご協力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

この度の要望書については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する要望であり、障がい福祉行政以外の多岐にわたる施策に該当するものでしたので、障がい福祉施策を所管する当課において取りまとめ、回答をさせていただきます。

まず、要望項目1点目の衛生用品の支給についてですが、道では衛生用品の確保に困難な状況が続いたことから、道の一括購入及び民間企業から寄贈等されたマスクや消毒液等の衛生用品を継続して社会福祉施設等に配布してきました。なかでも、日常的に人工呼吸器や喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする方においては、基礎疾患や合併症などにより重症化するおそれがあることから、厚生労働省、文部科学省及び市町村等と連携し、医療的ケアを必要する方がおられるご家庭や学校に対し、消毒液の優先配布を行ったところです。今後においても、必要な衛生用品の確保に努めてまいります。

次に2点目のPCR検査についてですが、行政検査として行っているPCR検査は、症状等を医師が総合的に判断し新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合に実施することとなっています。現在、抗原検査や唾液によるPCR検査の導入など、多様な検査への対応をしており、症状の出た方には速やかに検査につなげています。

なお、濃厚接触者については、症状の有無にかかわらず、全ての方に検査を実施することとしています。

次に3点目、6点目及び7点目の要望についてですが、障がいのある方の意志の伝達、障がい特性についての理解促進の観点から回答させていただきます。

道では、これまで障がい者条例、意思疎通支援条例や手話言語条例を制定し、広く道民の方に対し道民フォーラムやパネル展など様々な機会を捉えた普及啓発を行ってきた

ほか、当事者団体と連携の上、医療従事者に対する重症心身障がい児者や精神障がい者の支援等に係る研修や、小学校での授業で活用できる教育教材の作成・配布などを通じて障がいのある方や障がい特性の理解の促進に努めてきました。

また、新型コロナウイルス感染拡大下における感染予防や日常の様々な場面での情報保障、新しい生活様式に応じた各地域での相談支援体制の確保についても、経済団体や医療関係団体等に呼びかけを行い、社会全体で障がいのある方が安心して地域生活を継続できるよう取組を進めています。加えて、ろうあ者の新型コロナウイルス感染症の検査や治療にあたっては、手話通訳員の感染を防止し、当事者と支援者の両者が安心できる環境をつくるため、タブレット端末を介したインターネットのテレビ電話による遠隔手話で通訳を行う体制を新たに整備することにしました。

なお、看護師養成所での授業の一環として、障がい者の方を講師に招いて、講演をいただくなどしている養成所があります。

道としましては、道民の皆さまに住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただくため、引き続き、地域枠制度の運営など、医師の確保に取り組み、医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に4点目の感染症専門の病院や院内感染をしないような仕組みについてですが、道では、今般の新型コロナウイルス感染症に対応するため、既存の感染症病床94床に加え、感染症指定医療機関や他の医療機関の一般病床等の利用拡大を図り、入院患者受入病床を700床、そのうち重症患者用の病床を100床確保したところです。

また、医療機関に対し、感染症病床の確保への支援や、診察室や病床を整備するための支援を行ってきたところですが、今後も、医療提供体制の維持・整備や院内感染防止対策に必要な支援を検討してまいります。

次に5点目の危険手当に関してですが、国は、4月30日に第一次補正予算が成立したことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症の発生による影響下においても、必要な介護サービスを継続して提供することができるよう、通常介護サービス提供時には想定されていない、いわゆる「かかり増し」経費等に対して支援を行うことを目的とした補助制度について、各都道府県等に通知をしたところです。

道としては、本制度とともに、国の第二次補正予算の動向等も注視しながら、訪問介護事業所をはじめとする社会福祉施設等に従事する介護職員等の皆様方が、感染拡大の防止を図りながら入所者等の方々への福祉サービスを提供するといった、厳しい職場環境の中にあっても、安心して職務に臨むことができますよう、引き続き、その一助となる取組につきまして、鋭意、検討を進めてまいります。